

## 申25号 「在来線におけるモニタリング保全体系への移行について」に関する申し入れを行う!

今施策では、状態監視に対応した車両に対し、新保全体系の一部がモニタリング保全体系となり、これまでの車両検修業務フローが抜本的に見直され「作業主体」から「判断主体」になっていくとのことでした。また、「運用中の機能確認」により、安全性が向上し、今後直面する社員数の減少やメンテナンスコストの削減の観点からも進める必要があるとされています。しかし、モニタリングによってその機器に対する知識や経験が乏しくなる中で異常時の対応はどうするのか。モニタリング保全により、知識と経験で培われた技術力と同時にデータの分析力が求められるが、会社はどのような人材を育成しようとしているのかなど組合員から不安の声が多く出されています。安全な車両を提供していくためには、メンテナンスする現場の不安は払拭しなければなりません。「在来線におけるモニタリング保全体系への移行について」は「安全・健康・ゆとり・働きがい」が担保されるものとしていくために、本部は交渉していきます!

1. 今施策の目的及びモニタリング保全が導入できる根拠について明らかにすること。
2. 「運用中の機能確認」の概要及び対象機器、閾値の設定根拠について明らかにすること。
3. 「状態監視データの分析に基づく寿命予測」について考えを明らかにすること。
4. 施策実施までのスケジュールを明らかにし、職場の不安を払拭するために十分な試行期間を確保すること。また、検修部門の現業機関に在籍する全社員に対する教育を十分に行うこと。
5. モニタリング保全体系における人材育成のありかたについて明らかにすること。また、異常時に対応できる体制を確保できる技術継承を行うこと。
6. モニタリング保全体系の検証についての考えを明らかにし、安全性向上のため期間を区切り検証を行うこと。
7. 今後の車両検修職場における将来像を明らかにすること。
8. 標準数に変更となる場合は別途提起とし、労使議論を行うこと。



**職場から議論を巻き起こし  
働きがいある検修職場を  
職場から創り上げよう!!**